

○茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【提出書類チェックリスト】
【食事提供施設の提出書類】

	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	受付
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書(様式第1号)	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。(消えるボールペンは使用不可。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	記入の上、押印ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	事業活動を称する書面 (設立後間もない場合は、開業届出書の写しで可)	法人 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		個人 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ※マイナンバーが記載されていない書面又はマイナンバー記載箇所をマスキングしたものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	事業活動の内容がわかる書面 (写しで可)	食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し、事業所のHPや事業活動に係るパンフレットなどの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	夜間営業時間短縮期間前の営業時間や酒類の提供時間がわかる書面	上記の事業活動の内容がわかる書面又は下記の夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面で、夜間営業時間短縮(予定)期間前の営業時間や酒類の提供時間が確認できる場合、改めての提出は不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	夜間営業時間短縮期間中は、酒類の提供を行う場合は19時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面	夜間営業時間や酒類提供時間の短縮、宅配又はテイクアウトサービス等店内での飲食行為を伴わない営業を告知するHPや店頭ポスター写し等を提出してください。 ※店頭ポスターなどを写真撮影したものの提出でもかまいません。なお、夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<法人の場合のみ> 役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者	登記事項証明書に記載された全ての役員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所及び主な株主又は出資者について記載し、提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<個人事業主の場合のみ> 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<事業所を賃借している場合のみ> 事業所の賃貸借契約書の写し	休業期間に対応する契約期間が記載されたもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	提出書類チェックリスト(本書)	申請者欄に☑を付してものを提出ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。